

議案第 8 号

新座市介護保険条例の一部を改正する条例

新座市介護保険条例（平成 12 年新座市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（保険料率）</p> <p>第 3 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>32,076 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>38,491 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>44,906 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>57,736 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>64,152 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,774 円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（<u>以下この条、附則第 5 条及び附則第 8 条第 1 項において「合計所得金額」という。</u>）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第 3 条 <u>平成 30 年度から令和 2 年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>29,106 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>34,927 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>40,748 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>52,390 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>58,212 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>66,943 円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額</u>（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額）をいう。以</p>

得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者  
80,190円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者  
86,605円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者  
96,228円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ

下この条において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者  
72,765円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者  
78,586円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者  
87,318円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、又は第11号イに該当する者を除く。)

に該当する者を除く。)

- (10) 次のいずれかに該当する者  
105,850円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

- (11) 次のいずれかに該当する者  
109,058円

ア 合計所得金額が500万円以上700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

- (12) 次のいずれかに該当する者  
141,134円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

- (13) 次のいずれかに該当する者  
153,964円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

- (14) 前各号のいずれにも該当しない者  
160,380円

附 則

(平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率の特例)

第6条 [略]

- (10) 次のいずれかに該当する者  
96,049円

ア 合計所得金額が400万円以上700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

- (11) 次のいずれかに該当する者  
125,155円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

- (12) 前各号のいずれにも該当しない者  
136,798円

附 則

(平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率の特例)

第6条 [略]

（令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例）

第7条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者  
19,245円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者  
32,076円

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

（平成12年度における納期の特例）

第9条 [略]

（平成13年度における普通徴収に係る納期に納付すべき額の特例）

第10条 [略]

（平成12年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例）

（平成12年度における納期の特例）

第7条 [略]

（平成13年度における普通徴収に係る納期に納付すべき額の特例）

第8条 [略]

（平成12年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例）

<p>第11条 [略]</p> <p>(平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(新座市老人の医療費の支給に関する条例の一部改正)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(新予防給付の施行期日)</p> <p>第15条 [略]</p>	<p>第9条 [略]</p> <p>(平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(新座市老人の医療費の支給に関する条例の一部改正)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(新予防給付の施行期日)</p> <p>第13条 [略]</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

介護保険料の保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。